第一項の表対馬ＶＯＲの項の次に次のように加える。

讃岐上欄にN34° 13′ E134° 02′同じ	香川県高松市	109.85	100	な	し	ＣＮＥ	24時間	平成28年6月23日	讃岐ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表香川ＶＯＲの項中「平成元年12月16日」の次に「(平成28年６月23日から平成28年11月９日まで供用休止)」を加える。

第三項の表岡山ＩＬＳの項中「岡山空港及びその周辺」を「岡山空港内」に、

ミドルマーカー	
アウターマーカー	

を

ＤＭＥ		1,001	100					
75	1							
75	3							

に、「066°」を「068°」に改める。

第四項の表吉備ＤＭＥの項中「昭和63年３月11日」の次に「(平成28年６月23日から平成28年11月９日まで供用休止)」を加え、同項の次に次のように加える。

鳥城上欄にN34° 45′ E133° 50′同じ	岡山県岡山市	1,081	1.5	な	し	ＵＪＥ	24時間	平成28年6月23日	鳥城ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表淡路ＤＭＥの項の次に次のように加える。

讃岐上欄にN34° 13′ E134° 02′同じ	香川県高松市	1,122	1.5	な	し	ＣＮＥ	24時間	平成28年6月23日	讃岐ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表香川ＤＭＥの項中「平成元年12月16日」の次に「(平成28年６月23日から平成28年11月９日まで供用休止)」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

○国土交通省告示第七百十六号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第十号の規定に基づき、国の設置に係る都市公園において国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

都市公園法施行令第十二条第十号の国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設を定める告示

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第十号の規定に基づき、国の設置に係る都市公園において国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設は、次の一に掲げる国の設置に係る都市公園において二に掲げる者が設ける占用物件で三に掲げるものとする。

一　公園名

国営吉野ヶ里歴史公園

二　設ける者

陸上自衛隊

三　占用物件

平成二十八年熊本地震に係る災害応急対策のための仮設の物件又は施設

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百十七号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。

表国営吉野ヶ里歴史公園の項を次のように改める。

公園名	設ける者	占用物件
国営吉野ヶ里歴史公園	九州地方整備局	水供給施設
	独立行政法人水資源機構	水供給施設
	西日本電信電話株式会社	公衆電話所及び電話線
	佐賀東部水道企業団	水道管
	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	下水道管
	九州電力株式会社	電力ケーブル
	陸上自衛隊	平成二十八年熊本地震に係る災害応急対策のための仮設の物件又は施設

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第百号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年五月九日（予備、同月十日から同月十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度一二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年五月十日（予備、同月十一日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
　　東経一二八度五二分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
　　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
　　北緯三一度四七分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
　　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。